

令和4年度 事業計画書

社会福祉法人さわらび会

介護老人福祉施設早蕨
デイサービスセンター樹蔭
デイサービスセンター庵
ホームヘルプステーションあおやぎ
居宅介護支援事業所さわらび
地域連携室さわらび

令和4年度 社会福祉法人さわらび会 総合事業計画書

1. はじめに

今年度は、第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）の2年目となる。高知県の人口減少も続く中、2025年は団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となり、社会保障の課題は益々重要となる。また、一昨年からの新型コロナウイルスが世界中にまん延して国内を始め県内の高齢者施設でもクラスター感染が発生し、大変な事例の報告が複数あった。当法人でも施設での感染予防対策を十分に行うことで感染者を出さない取り組みが必要がある。そのような状況下でも地域に根差した開かれた施設運営が期待されるが、当法人が経営する介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、居宅介護支援の経営をめぐる状況は今後ますます厳しくなることが予想される。そのため、社会や地域の期待に応えて、利用者を守っていくには、法人の経営・運営状況を的確に把握し、引き続き健全な経営及び運営に努め行く必要がある。

また、「働き方改革」を推進するため職員処遇改善を進め、介護職員等の確保と育成が急務であり、介護職員処遇改善加算・特定処遇改善換算等を活用し介護従事者の処遇改善に努める。

<基本理念>

誠実な心、優しい心、進取の心で

利用者の生活に「安心」をもたらします。

<行動指針>

1. 職員、利用者がお互いに穏やかな気持ちで接することのできるような環境づくりに努めます。
2. 家族の方々との連携を密にし、心の通い合う明るい施設を目指します。
3. 個人の人格、尊厳を大切にし、介護サービスの質の向上に努めます。
4. 利用者が健康で安全に過ごせるよう努めます。
5. 自らの専門性を高め、自己研鑽に努めます。
6. 地域との交流を深め、地域の一員であることの意識の向上に努めます。
7. 法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
8. 地域福祉の使命の下、健全な経営を目指します。

2. 社会福祉法人さわらび会 事業方針

(1)サービス提供

- ・個別ケアの実践
- ・ケアプランの理解と分析（根拠のあるサービス計画）
- ・サービスの見える化（説明と同意の義務）
- ・重篤化の防止（疾患予防と早期発見・早期対応）
- ・スキルアップ・アンケートの実施（家族へのアンケート調査）

(2)コンプライアンス（法令順守）

- ・法令・条例・通達等の理解と遵守
- ・就業規則・諸規定・各マニュアル等の理解と遵守
- ・個人情報の厳密な取扱いと保護

(3)尊厳の尊重

- ・高齢者虐待ゼロ
- ・身体拘束廃止の啓発及び実践
- ・不適切ケア廃止への取り組み
- ・事故同事故・類似事故の再発防止のため、安全対策担当者（法定配置）の配置
- ・ニーズに応じた環境整備
- ・利用者と家族を繋がり維持（面会の確保、連絡等）

(4)苦情解決と相談体制

- ・第三者委員による苦情相談・介護相談窓口の設置と検討委員会の実施
- ・苦情解決に向けて速やかな対応
- ・意見箱の設置（意見・苦情・相談の吸上げ）
- ・苦情内容の公表

(5)職員処遇と健康管理

- ・腰痛予防…①定期健康診断の実施
 - ②就業前の腰痛体操の実施（腰痛予防と意識づけ）
 - ③ノーリフトケア推進委員会の設置（福祉用具の活用と職場の環境整備等）
- ・健康増進の促進及び衛生管理と感染症予防
- ・人事考課を用いた適正な評価
- ・管理職と一般職員との面談時間の確保（双方の思いの確認）
- ・メンタルヘルスケア（ストレスチェック）

(6)感染症予防

- ・利用者・職員への健康管理

- ・感染症及び食中毒の予防対策の指導及び実践
- ・高知県及び周辺地域の感染状況の情報収集
- ・感染予防対策及び発生時のマニュアル及び備品の整備

(7)スキルアップ（研修参加と指導・育成）

- ・外部講師（Z o o m含む）による研修会への参加
- ・新人研修、職種（資格）別研修、階層別研修及び本人希望研修など対象者に合わせた研修参加（研修へのマッチング）
- ・他施設、他事業者との情報交換（交流）への参加
- ・資格取得に関する研修会の周知及び参加協力

(8)地域活動（地域貢献・公益的取り組み）

- ・地域連携室を設置し、困難事例や緊急事例への取り組みと協力・連携
- ・地域の老人会、町内会等が行う活動への参加協力
- ・なんでも相談窓口の設置（高知市、高知市社協との連携）
- ・地域の健康増進と介護相談受付
- ・地域連携を含めた防災への取り組み

(9)情報開示

- ・事業計画書・事業報告書の開示
- ・財産目録の開示
- ・収支計算書の開示
- ・定款の開示
- ・現状報告書の開示
- ・苦情内容の公表

令和4年度 介護老人福祉施設早蕨 事業計画

1. 事業方針

- (1)職員は、常に社会福祉施設職員として使命・役割を自覚し、利用者が施設内又は、地域において、可能な限り健康で活力ある生活を営むことができるよう支援する。
- (2)福祉サービスの基本は、利用者の人権尊重であり、人権を守り健全で安らかな生活と多床室においてもプライバシーの保護に努める。
- (3)認知症進行予防と寝たきり防止を図るため、日中は出来る限りベットから離れた生活を送れるように支援する。
- (4)利用者の生活を活性化し、生きがいをもって日々暮らして頂くため季節行事やクラブ活動、趣味活動等を積極的に行う。
- (5)疾病の有る利用者に対しては、医療機関と連携しながら心身状態の観察・把握に努め、早期発見・早期対応に努める。
- (6)食事は、栄養マネジメントに基づき、個別の栄養管理を行う。利用者一人ひとりに合った食事内容と形態及び季節感のある献立の提供に努める。
- (7)サービスの質の向上のため、計画的に施設内外の研修に参加し、人材の育成に努める。
- (8)利用者のペースに合わせた利用者本位の支援に努める。
- (9)稼働率確保のため、居宅介護支援事業所や医療・福祉サービス機関等との連携強化に努める。
- (10)自立支援を行い、本人及び家族からの希望に沿いながら、在宅復帰支援にも積極的に取り組む。
- (11)地域社会に期待され、地域に根ざし地域に開かれた明るい施設づくりに努める。

2. 運営目標

(1)感染症予防

- ①新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防のため、職員には、検温・手洗い・消毒・マスク着用及び行動履歴を残す等の感染予防対策を講じたり、ワクチン接種の可能な利用者、職員は出来る限りワクチン接種の協力を促す。
- ②新規入居者やショートステイ利用者は、利用前に検温や体調確認及び家族等の健康確認を行い、利用を開始する。利用中も1日2回の検温等を実施し、感染症の早期発見・早期対応に努める。
- ③日々の清掃及び消毒の実施や1日5回以上の室内換気及びCO2センサーの設置運用など清潔な環境整備に努める。

(2)人材確保（採用・定着・育成）

- ①慢性的な介護従事者不足が課題である。そのため、ハローワークや各種職能団体への求人活動だけでなく人材紹介、派遣業者等あらゆる方法を検討し、採用募集に取り組む。また、採用時には、ミスマッチングが無いよう適正な面接実施や事前見学・トライアル制度の活用等を行う。
- ②新人職員には、入職時に新人研修を実施し、所属長や教育部が計画的に関わり、習熟度の確認や職場環境への不安や疑問等が無いか助言やフォローを行う。
- ③施設内外の研修に計画的に参加することで知識・技術及び自信が身につくよう指導する。

(3)リスクマネジメント

- ①介護中の事故や誤薬ゼロを目指す。ケアの統一を図り利用者に負担のないケアを提供する。ま

た、個別の心身状態の把握にも努め、個々の利用者のリスクも把握する。また、服薬に関しては、ヒューマンエラーが起きる事を前提に担当する職員は、配薬・服用マニュアルでの厳守を務め、誤薬が発生しないように取り組む。

- ②令和3年度より法定配置となった、安全対策担当者を中心に毎月の事故報告書やヒヤリハット報告書を分析し、同事故・類似事故の再発防止に努める。また、職員には、年2回の研修（法定研修）の企画・運営し、「気づき」がある職員育成に努める。
- ③事故や虐待の温床になる不適切ケアの廃止に積極的に取り組む。施設長や所属長、各担当の毎日ラウンドや虐待防止委員会でケア項目ごとに不適ケアの現状確認を行い、課題があれば組織的に改善に取り組む。

(稼働率目標)

(1)長期入居、短期入所合計稼働率

合計定員 90 名（年間延べ 32,850 名）の受け入れが可能である。令和4年度は、昨年同様に特養本体利用者の入院等による空床ベットを短期入所として利用する空床型短期入所を行い、稼働率の確保に努める。令和3年度の合計稼働率目標は、96.44%（1日86.79名）に対して令和3年4月1日から令和4年1月31日の10ヶ月間の合計稼働率は、94.66%（1日85.19名）で推移している。健康管理を徹底し、入院日数の減少や空床ベットの積極的な活用に取り組むことで、令和4年度は、96.44%（1日86.79名）の合計稼働率を目標とする。

(2)特養長期入居稼働率

定員 80 名（年間延べ 29,200 名）の受け入れが可能である。令和3年度の稼働率目標は、96%（1日76.80名）に対して令和3年4月1日から令和4年1月31日の10ヶ月間の合計稼働率は、94.19%（1日75.35名）で推移している。健康管理を徹底することで入院期間の減少に取り組むことで令和4年度は、96%（1日76.80名）の稼働率を目標とする。

(3)短期入所稼働率

定員 10 名（年間延べ 3,650 名）の受け入れが可能である。令和3年度の稼働率目標は、100%（1日10名）に対して令和3年4月1日から令和4年1月31日の10ヶ月間の合計稼働率は、98.48%（1日9.84名）で推移している。長期入居の入院による空床ベットを利用した空床型短期入所を積極的に活用し、令和4年度は、100%（1日10名）の稼働率を目標とする。

3. 入居定員

90 名（介護老人福祉施設早蕨 80 名、短期入居生活介護早蕨 10 名）

階	居室タイプ	居室数	定員数	備考
2 階 (36 名)	個 室	8 室	8 名	
	2 人部屋	8 室	16 名	和室 1 室、SS2 室
	4 人部屋	3 室	12 名	
3 階 (54 名)	個 室	18 室	18 名	和室 1 室
	2 人部屋	10 室	20 名	和室 1 室、SS3 室
	4 人部屋	4 室	16 名	

4. 職員体制（令和4年4月1日配置予定：常勤換算人数）

施設長	1名
部長	1名
事務長	1名
事務員	2.6名
生活相談員	2名
介護支援専門員	1.3名
看護職員	4.6名
介護職員	32名
管理栄養士	1名
調理師	7.1名
機能訓練指導員	1名
医師（内科医師：非常勤）	0.1名
家事援助員	0.7名
洗濯・清掃員	2.6名
合計	59名

5. 各部門目標

教育部目標

基本理念や行動指針を職員全体に浸透させ、基本理念や行動指針に沿ったサービス提供が出来るよう指導・助言を行う。また、教育方針として、職員一人ひとりにあった成長をサポートすることを目標とし、各部門や担当者と連携し、職員自身が充実感・達成感などやりがいを感じられるような成長過程を支援する。

(1)介護職員教育

- ①基本理念や行動指針に沿った、教育マニュアルを関連部門の所属長や担当者と連携し作成する。
また、各部署・各委員会と連携し、既存のマニュアルの定期的な見直しを行う。
- ②サービスの質の向上のため、各委員会の活動内容を把握し、適切な委員会活動（事前準備・開催時期・検討内容等）が出来るよう連携・助言に努める。
- ③新人職員には、適切に指導出来る職員（知識・技術、同性、同年代等）をマッチングし、個々の職員の能力に応じた育成指導計画が実施されているか確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ④各実習の目的と指導内容を担当職員に指導し、円滑な実習受入れを行う。実習中に困難事例が発生した場合は、学生・指導職員及び学校との間に入り、調整や指導等の実習管理を担う。

(2)認知症教育

- ①日々の業務の中でのOJTや年2回の勉強会を開催し、介護のプロとして認知症の適切な理解と対応方法を指導する。また、認知症ケアでストレスを感じている職員には、受容と共感の姿勢で相談対応し、職員と一緒に課題解決に取り組む。
- ②BPSD（周辺症状）による困難事例が発生した場合は、サービス担当者会議に出席し、専門的アドバイスをを行う。
- ③認知症リーダー研修終了者など次世代の認知症指導者の育成・指導に取り組む。

(3)研修

- ①施設内研修の企画・調整及び研修内容の確認
- ②施設外研修への派遣の検討

介護目標

入居者の尊厳ある生活を保障・継続していく為に、入居者一人ひとりに寄り添い、意向や好みを細かく汲み取り、一人ひとりに合わせたケアの充実、質の向上を目指していく。

(1)生活全般

利用者の尊厳ある生活を保障・継続していくために、一人ひとりの暮らしぶりの意向や好みを再確認して、ケアの充実を図っていく。また、入居者一人ひとりに視点を合わせ日々の関わりの中で、その人らしい生活を送って頂けるような雰囲気、環境整備に取り組む。

(2)リスクマネジメント

事故や苦情に至るまでの段階で「気づき」が持てる体制を整える。「気づき」を職員間で共有することで、事故、苦情に繋がる「原因」「状況・状態」を把握し、ヒューマンエラーによる事故の発生を防止し、苦情となる前段階の意見、要望を汲み取り対応していく。

(3)人材（財）育成

職員一人ひとり向き合い、職員個々の質、能力を見極めるように努め仕事にやりがいを感じられるようにOJTの中で個別性に合わせた指導を行っていく。新人職員育成については、1対1で関わりを持ち新人職員からは言いやすい関係、育成する職員については責任を持って育成をするという役割を明確にし、お互いの成長に繋げる。

委員会活動、法人行事や研修の場などで活躍意欲を引き出し、活躍していく事で、コミュニケーション能力や職務遂行能力を養っていく。職員それぞれの能力を見極め、研修への参加も計画的に行い施設全体の底上げを目指していく。

医務目標

多職種と協働しながら安全・安楽を考慮した生活を支援し、個別性を踏まえたケアを提供する。また、医療機関との連携を図り、利用者の健康保持・疾病予防に努め・体調不良者の早期発見に努める。

- (1)医師の指示のもと個別の利用者の健康の保持・増進を図り異常の早期発見に努めると共に個別性を踏まえたケアを行う。また服薬管理の徹底と誤薬事故防止に努める。
- (2)職員の感染に対する知識の向上の為、定期的（年2回）に研修を実施する。また施設外研修参加にて各部署に伝達を行い、施設内感染予防、早期発見・対応に努める。
- (3)多職種との連携を強化し、重度化する入居者への対応ができるよう24時間健康上の管理ができる体制を維持する。
- (4)医療面でのリーダーシップを発揮し、多職種協働で入居者の褥瘡予防（予防計画、適切な用品の使用等）に取り組む。また、施設外研修に積極的に参加し、各部署に伝達講習を行い、施設内での褥瘡発生の防止に努める。
- (5)喀痰吸引指導者が中心となり医療研修修了者の介護職員への施設内研修を実施し、喀痰吸引等が対応できる介護職員を養成する。また、胃瘻造設者に対しては適切な栄養剤の選択を多職種で検討し、予防的スキンケアを実施して皮膚トラブルを防ぎ、異常の早期発見に努める。
- (6)職員の健康管理の為、年2回の定期健康診断を実施し、健康指導を行うと共に、精神的ストレスの軽

減を図る為、安全衛生委員会と連携し早期に対応するよう努める。

リハビリ目標

利用者の生活機能の維持、向上を目的に評価を行い、個々の身体機能に沿って訓練の提供を実施していくためにL I F Eを活用により、効果的なリハビリ計画の立案・実施に努める。また、身体機能や歩行レベルと転倒事故等との因果関係を確認していく。

- (1)個々の身体状況を理解し、日常生活が継続出来る様に生活リハビリに重点を置き、個々のADLに応じてリハビリを実施する。また、ベッドサイドでの関節可動域訓練の提供を実施していく。
- (2)利用者の安全な移乗動作獲得のため、定期的に入居者に対し移乗・移動能力等の評価を行う。
- (3)担当介護職員と一緒に福祉用具の使用の検討、方法の確認・指導を行う。
- (4)リハビリの専門性を活かして評価を行う。また、転倒事故等発生時には、ADLレベルとの因果関係を確認する。
- (5)利用者・職員に負担の少ないノーリフティングケアを推進するため、ノーリフト推進委員会と連携し、職員の腰痛予防に努める。
- (6)利用者の誤嚥性肺炎の予防、口腔機能の維持を図るために口腔体操、口腔マッサージの訓練の提供を実施していく。

生活相談目標

事業所としての窓口となり、利用者、家族及び地域の要望・希望などを汲み取る。必要に応じて事業所との橋渡しや権利擁護が図れるように支援していく。また、利用者が地域の一員として社会参加できるように

- (1)施設サービス計画書に基づき、多職種協働により常に自立支援を心掛ける。また、居宅における生活への復帰を念頭において、相談および援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の援助などソーシャルワーク支援を行う。
- (2)介護保険制度、関係法令の理解に努め、利用者、家族、見学者に対しての相談窓口として、丁寧な説明を心掛け適切なサービスの紹介、法人内各事業所との情報共有、各部署が円滑に業務を図れるよう調整を行う。
- (3)相談・苦情対応窓口として、家族と日頃より連絡を密にし、相互信頼関係を築くよう努める。
- (4)緊急性を反映した入居検討委員会の運営を行う為、『介護老人福祉施設早蕨の入退居にかかる指針』に基づき、申込受付、事前調査を行い、入退居検討会を随時開催し、次期入居者を検討・決定する。
- (5)『介護老人福祉施設早蕨の入退居にかかる指針』に基づき、在宅復帰の可能性のある利用者には、多職種及び家族・地域等と連携し、本人が望まれる退居支援に努める。
- (6)居宅介護支援事業所と連携を図り、従来のショートステイ及び空きベッドのショートステイ空床利用と待機者の情報共有に努める。

ケアプラン目標

本人の希望や状況を多職種協働しながらアセスメントするとともに、家族の思いを反映した施設サービス計画書を作成する。また、コロナ禍でもガラス越し面会や差し入れなどの家族協力（インフォーマル資源）を反映した施設サービス計画の立案を目指す。

- (1)担当利用者一覧、サービス担当者会議予定表の作成
施設サービス計画策定のため、毎月利用者一覧、サービス担当者会議予定表を作成する。その際は、要介護認定期間、要介護度、日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度を確認する。

(2)適切なアセスメント実施、施設サービス計画書の見直し

介護支援専門員を中心とした多職種協働により、利用者、家族のニーズや意向を十分アセスメントした上で、利用者や家族参加のサービス担当者会議を開催し、施設サービス計画書の作成、見直しを行う。

(3)総合的援助の方針について

施設サービス計画作成にあたり、現状のリスクを解りやすく記載し、総合的援助の方針にそれぞれの職種の役割やケア方針を記載することで、職員1人ひとりが計画に参加し、責任を持って職務を遂行できるようにする。また、利用者、家族には生活に対する意向について、施設サービス計画書見直し時にその都度確認した上で、総合的な援助の方針を伝える。

(4)事故予防対策について

日頃よりアセスメント及びモニタリングを通じてリスクマネジメントを行い、居室等の環境整備により事故の防止に努める。また、安全なサービス提供を行う為、心身の状態がもたらすリスクを施設サービス計画書に明記し説明・同意を得る事で利用者・家族及び職員が共に共有していく。又、事故発生時には事故検討会にて話し合われた原因及び今後の対応策に合わせ、施設サービス計画も適宜、見直し、変更を行い、事故の再発防止に努める。

栄養・調理目標

個人として尊重し、その人らしい生活を継続していくために「低栄養」や「疾病」などの重症化に陥らないよう、多職種連携し個人に合わせた食事提供を目指す。また、個々の状態に合わせた質の高い栄養ケア・マネジメントの実施を行う。

- (1)利用者に関わる事により、気持ちに寄り添い、また嗜好を柔軟に取り入れ、より楽しく美味しい食事を提供する。
- (2)食事時やおやつ時等に入居者・利用者のもとを訪問し、利用者の嗜好や咀嚼・嚥下等の状態を把握することで個々の生活習慣に合わせた食事の提供に努める。
- (3)毎月嗜好調査を実施し、給食委員会を通じて情報を共有し、可能な限り献立に反映させる。また旬の食材を取り入れ、日々の献立や行事食の充実を図る。
- (4)非常備蓄食料の管理及び献立の充実に努める。
- (5)必要に応じてショートステイの利用者には、在宅での栄養管理について、居宅の介護支援専門員と連携し、継続性のある栄養管理を行う。
- (6)食中毒に関する職員研修を教育部と連携し、年2回以上実施する。

事務目標

施設の第一印象に繋がる窓口として、日々の挨拶をはじめ利用者やご家族との会話等、明るく柔らかな雰囲気を保つよう心掛け、常に清潔感のある職場作りに取り組む。

- (1)施設の窓口という意識を常に持ち、ご家族や来設者の方へ明るい気持ちの良い挨拶、丁寧で分かりやすい電話応対を心掛ける。また、地域の方々などに信頼される関係を構築し、地域に開かれた職場作りを目指す。
- (2)常に清潔感を保ち、書類や物品の整理整頓及び各部署への連絡を迅速に行い、施設全体の業務が円滑に遂行できる環境を整える。
- (3)年間予算達成に向けて、収支状況の把握、各部署との連携を図り効率的な予算立案・管理に努める。
- (4)建物保守点検や備品・物品管理を行い、適正な修繕の実施や発注・出庫に努める。

6. 委員会について

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で委員会活動がかなり制約された。その為、令和4年度は、委員会の現状と活動内容を検討し、必要に応じて委員会の再編成と活動内容の見直しを実施する。また、介護保険法等での義務付けられている法定委員会（9委員会）と施設任意の運営委員会（6委員会）の15委員会を設置し運営する。

<委員会活動>

(1)法定委員会

感染対策委員会（毎月）

利用者の健康を維持するために感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬等）や食中毒等の予防及びまん延の防止に努め、現状にあった予防対策及びその対応を検討し実行する。また、定期的及び必要に応じ職員への研修を行い、必要な知識や対応を周知するとともに衛生管理の徹底や衛生的ケアを励行し、感染予防に努める。

褥瘡委員会（毎月）

施設における褥瘡予防対策を協議・検討を行い、褥瘡が発生しないような適切な看護・介護を行うための体制を整備し、その効率的な推進を図る。また、褥瘡の持ち込みや施設内発生時は、発生部位や状況の確認と対応経過をまとめ、必要に応じ医療機関との連携を図り、早期の治癒を目指し取り組む。

安全衛生委員会（毎月）

職員の心身の健康管理の把握・指導及び職場環境の衛生を改善・管理を行い、職員の健康保持に取り組む。

事故防止検討委員会（毎月）

利用者の安全、安心、快適な生活が送れるよう資質向上に努め、同事故・類似事故の再発防止のため、安全対策担当者（法定配置）を配置し、発生原因を分析し多職種の視点から改善策を立案・実施する。その実施した改善策の効果についても評価を行い職員に周知徹底を図る。また、事故予防研修の企画・運営し、「気づき」がある職員育成に取り組む。

虐待防止委員会（毎月）

施設での虐待の有無の確認と虐待の温床となる不適切ケアの状況把握及び改善・指導に取り組む。また、日々の関わりからの意見や意見箱設置及びご家族からのお手紙などから意見や相談・苦情を把握し、適切なサービス提供が出来るよう取り組む。

身体拘束廃止委員会（毎月）

高齢者虐待の5項目の1つでもある身体的虐待に属す、身体拘束廃止を推進する。単に身体拘束が駄目ということではなく、身体拘束がもたらす弊害（身体的弊害・精神的弊害・社会弊害）を理解し、五つの基本的ケア（起きる・食べる・排泄する・清潔にする・活動する）の徹底することで身体拘束の無いケアに取り組む。

給食委員会（毎月）

利用者が、安全に美味しく食事をして頂くために、「食事」に関わる全般について協議のする場として、嗜好調査や検食簿等を基に、各担当者からの意見及び要望を取り入れながら「より良い食事提供について検討する。

定例入所判定会（毎月）

施設内で行われる。入居検討委員会（随時開催）が適切に検討し対応されているかを毎月、第三者委員（高須ふれあいセンター長）に報告・確認及び助言して頂く。

苦情解決委員会（年1回）

毎年5月に第三者委員（高須ふれあいセンター長、民生員等）を外務委員として参画して頂き前年度の苦情内容の報告及び改善策が適切に対応されているか検討する。

(2)運営委員会

ケアプラン委員会（毎月）

よりよいサービス担当者会議の開催方法の検討やアセスメント、モニタリング等の処理状況の確認によりケアプラン内容の充実を図る。また、困難事例のケース検討の実施。

防災委員会（毎月）

火災訓練（日中想定・夜間想定：年2回）と地震避難訓練（年3回）の企画・実施及び防災機器・防災備蓄等の点検・整備など

サービス向上委員会（毎月）

食事、口腔ケア、排泄、入浴のサービス提供状況を確認し、継続的にサービス向上の業務改善や指導を行う。

エコ委員会（毎月）

施設内外の整理整頓を推進し、居住環境の改善と備品管理に努める。また、エコ運動を啓発し、コスト削減に取り組む。

元気生きがい委員会（偶数月）

年間行事予定の立案やクラブ活動、レクリエーションの企画・実施。また、利用者間の交流の場の検討や利用者自身がやってみたい事が出来るよう関係部門や家族等への調整や環境整備に努める。

ノーリフトケア推進委員会（毎月）

スタンダードケアになっているノーリフトケアの定着を推進する。具体的には、「持ち上げない」、「抱え上げない」、「引きずらない」ケアを実践することで入居者に安全で負担のない移乗・移動ケアが出来るよう計画立案・実施する。また、リフトや福祉用具の活用指導及び「屈まない姿勢」を意識した職場内の環境整備の実施や腰痛予防体操の定着に取り組み、職員の腰痛予防・改善を図る。

7. 広報活動について

- (1)広報誌「さわらびタイムズ」を年4回発行する。
- (2)法人のホームページの更新
- (3)関係機関（高知県老人福祉施設協議会やLico ネットなど）のホームページへの掲載及び更新

8. 防災対策について

介護老人福祉施設の利用者の多くは自力避難困難な方であることから、施設の防災・防火対策の強化に努めるとともに、「高知県社会福祉施設防災指針」に基づいた防災管理規程により、定期的な防災訓練を通じて職員の防災意識を高める。定期訓練として発生時間を日中・夜間の想定し

た避難訓練、通報訓練など年3回実施し、有事の際には、迅速に行動できる様行う。また、災害に備えた非常食や防災備品も定期的に見直しを図っていく。それらを合わせてBCP（事業継続計画）を策定する。

<令和4年度防災訓練予定>

第1回防災訓練【火災・地震（日中想定）】

実施予定月	令和4年6月
実施場所	介護老人福祉施設早蕨、デイサービスセンター樹蔭
訓練内容	日中地震・火災想定訓練（初期消火訓練、通報訓練、避難訓練、消火器実技訓練・消防設備機器等取扱研修等）

第2回防災訓練【地震想定】

実施予定月	令和4年11月
実施場所	介護老人福祉施設早蕨、デイサービスセンター樹蔭
訓練内容	日中地震訓練（避難訓練、炊き出し準備訓練、防災備品等取扱研修等）

第3回防災訓練【火災・地震（夜間想定）】

実施予定月	令和5年2月
実施場所	介護老人福祉施設早蕨、デイサービスセンター樹蔭
訓練内容	夜間地震・火災想定訓練（初期消火訓練、通報訓練、避難訓練、消火器実技訓練・消防設備機器等取扱研修等）

9. 建物保守点検・消毒について

建物の保守点検、消毒等は専門業者に委託するとともに、施設が実施する環境整備等により事故防止、環境衛生に取り組むこととする。

	点検設備等	点検予定日	専門委託業者等
保守点検	消防設備点検	年2回（6月・2月）	三誠産業(株)
	汚水処理装置点検	隔週の水曜日	(株)四国環境管理センター
	非常用発電機点検	隔月（絶縁監視装置点検） 年2回（太陽電池発電点検） 年1回（無停電年次点検）	四国電気保安協会
	エレベーター保守点検	毎月	トータルビル管理
	自動ドア保守点検	年2回（1月・7月）	ナブコドア(株)
衛生	害虫駆除消毒	年2回（3月・9月）	(有)環境コントロールセンター
	日常清掃・グリストラップ清掃	毎月 第2・3・4	(有)四国サニタ
	環境整備（ワックス）	年1回（8月）	(有)四国サニタ

10. 利用料金について

(1)介護老人福祉施設（介護給付）

①従来型：個室（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	介護福祉施設サービス費（Ⅰ）		712円	780円	847円
	加算	日常生活継続支援加算	36円		
		看護体制加算（Ⅰ）ロ	4円		
		看護体制加算（Ⅱ）ロ	8円		
		夜間職員配置加算（Ⅲ）ロ	16円		
		個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円		
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円 ※1ヶ月		
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に8.3%を乗じた単位数		
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に2.7%を乗じた単位数		
		新処遇改善加算 ※令和4年10月より	※所定の単位数に1.6%を乗じた単位数		
自己負担	食事負担 (朝食：415円、昼食：515円、夕食：515円)		300円（1段階）、390円（2段階） 650円（3段階）、1,445円（4段階）		
	おやつ費		50円		
	居住費		320円（1段階）、420円（2段階） 820円（3段階）、1,171円（4段階）		
	特別な室料 ※該当者のみ		300円～2,000円		

②従来型：多床室（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	介護福祉施設サービス費（Ⅰ）		712円	780円	847円
	加算	日常生活継続支援加算	36円		
		看護体制加算（Ⅰ）ロ	4円		
		看護体制加算（Ⅱ）ロ	8円		
		夜間職員配置加算（Ⅲ）ロ	16円		
		個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円		
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円 ※1ヶ月		
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に8.3%を乗じた単位数		
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に2.7%を乗じた単位数		
		新処遇改善加算 ※令和4年10月より	※所定の単位数に1.6%を乗じた単位数		
自己負担	食事負担 (朝食：415円、昼食：515円、夕食：515円)		300円（1段階）、390円（2段階） 650円（3段階）、1,445円（4段階）		
	おやつ費		50円		
	居住費		0円（1段階）、370円（2段階） 370円（3段階）、855円（4段階）		

(2)短期入所生活介護（介護給付）

①従来型：個室（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	併設型短期入所生活介護（Ⅰ）	596円	665円	737円	806円	874円	
	加算	機能訓練指導員配置加算	12円				
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円				
		夜間職員配置加算（Ⅲ）	15円				
		送迎（片道）加算	184円 ※該当者のみ				
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に8.3%を乗じた単位数				
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に2.7%を乗じた単位数				
新処遇改善加算 （令和4年10月より）	※所定の単位数に1.6%を乗じた単位数						
自己負担	食事負担 （朝食：415円、昼食：515円、夕食：515円）	300円（1段階）、600円（2段階） 1,000円（3段階）、1,445円（4段階）					
	おやつ費	50円					
	居住費	320円（1段階）、420円（2段階） 820円（3段階）、1,171円（4段階）					

②従来型：多床室（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護報酬	併設型短期入所生活介護（Ⅰ）	596円	665円	737円	806円	874円	
	加算	機能訓練指導員配置加算	12円				
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円				
		夜間職員配置加算（Ⅲ）	15円				
		送迎（片道）加算	184円 ※該当者のみ				
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に8.3%を乗じた単位数				
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に2.7%を乗じた単位数				
新処遇改善加算 （令和4年10月より）	※所定の単位数に1.6%を乗じた単位数						
自己負担	食事負担	300円（1段階）、600円（2段階） 1,000円（3段階）、1,445円（4段階）					
	おやつ費	50円					
	居住費	0円（1段階）、370円（2段階） 370円（3段階）、855円（4段階）					

(3)指定介護予防短期入所生活介護（予防給付）

①従来型：個室（1日あたり：1割負担の場合）

要介護度		要支援 1	要支援 2	
介護報酬	指定介護予防短期入所生活介護費	446 円	555 円	
	加算	機能訓練指導員配置加算	12 円	
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円	
		送迎（片道）加算	184 円 ※該当者のみ	
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に 8.3%を乗じた単位数	
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に 2.7%を乗じた単位数	
		新処遇改善加算 （令和 4 年 10 月より）	※所定の単位数に 1.6%を乗じた単位数	
自己負担	食事負担 （朝食：415 円、昼食：515 円、夕食：515 円）	300 円（1 段階）、600 円（2 段階） 1,000 円（3 段階）、1,445 円（4 段階）		
	おやつ代	50 円		
	居室費	320 円（1 段階）、420 円（2 段階） 820 円（3 段階）、1,171 円（4 段階）		

②従来型：多床室（1日あたり、1割負担の場合）

要介護度		要支援 1	要支援 2	
介護報酬	指定介護予防短期入所生活介護費	446 円	555 円	
	加算	機能訓練指導員配置加算	12 円	
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円	
		送迎（片道）加算	184 円 ※該当者のみ	
		介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に 8.3%を乗じた単位数	
		特定処遇改善加算（Ⅰ）	※所定の単位数に 2.7%を乗じた単位数	
		新処遇改善加算 （令和 4 年 10 月より）	※所定の単位数に 1.6%を乗じた単位数	
自己負担	食事負担 （朝食：415 円、昼食：515 円、夕食：515 円）	300 円（1 段階）、600 円（2 段階） 1,000 円（3 段階）、1,445 円（4 段階）		
	おやつ代	50 円		
	居室費	0 円（1 段階）、370 円（2 段階） 370 円（3 段階）、855 円（4 段階）		

1 1. 行事計画

(1)年間行事予定

令和4年	4月	お花見（ドライブ）
	5月	田植え見学（ドライブ）、新緑ツアー（ドライブ）
	6月	あじさい見学（ドライブ）
	7月	納涼祭
	8月	花火、五台山夏祭り参加
	9月	敬老会
	10月	運動会、観月会
	11月	みかん狩り
	12月	クリスマス忘年会、餅つき
令和5年	1月	新年会
	2月	節分、バレンタイン（ケーキバイキング）
	3月	ひな祭り、いちご狩り

(2)毎月行事予定

・ホーム喫茶 ・料理クラブ ・誕生日会 ・茶道クラブ ・買物

(3)毎週行事予定

・華道クラブ

※新型コロナウイルス等の感染状況により、延期又は中止する場合があるが、可能な限り行事内容を変更するなど感染予防対策に注意し、季節感のある行事の開催に努める。

1 2. 研修・訓練計画

職員に対し法定、または社会福祉法人の職員としての基礎知識を学習する。業務改善、介護技術の向上等を研修目的とし、新人研修、全体研修、職種別研修、階層教育などを対象者に合わせた研修実施に取り組む。

(1)内部研修

令和4年	4月	令和4年度事業計画について 施設理念、コンプライアンスについて
	5月	感染症予防について（新型コロナウイルス、食中毒他）
	6月	災害対策について（BCP：事業継続計画）
	7月	科学的根拠に基づくケア（ケアの実践）
	8月	高齢者虐待防止と身体拘束廃止について 事故防止について
	9月	ノーリフトケアについて
	10月	感染症予防について（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス他）
	11月	接遇について（コミュニケーションの取り方）
	12月	医療の基礎知識（高齢者の基礎疾患）

令和5年	1月	高齢者虐待防止と身体拘束廃止について 事故防止について
	2月	認知症ケアについて（認知症高齢者の行動を理解する）
	3月	食と口腔ケアについて

(2)外部研修 別紙1参照

※新型コロナウイルスの状況に応じ、集合研修と紙面等での研修実施などの対応で実施する。また、外部研修も同様にZ o o m研修を活用し、感染症予防に努めながら計画的に研修参加を進める。

令和4年度 デイサービスセンター樹蔭 事業計画書

1. 目的及び計画

- ・当事業所は、特養併設のデイサービスとして入居・ショートステイ・ヘルパーステーションと密接な連携が図れ、利用者の心身の状況に合わせた対応が出来る事が強みである。しかし、近隣に他のデイサービスも多く在り、独自の取り組みを行うことと、通常規模で併設施設としての魅力を強くアピールしていくことが必要となってきた。
- ・令和3年度は、月曜日から土曜日まで営業（年間営業310日）を行い（1日の利用定員55名）一日平均37名（定員比率67.2%、年間延べ11,470名）の目標に対して、令和3年4月1日から令和4年1月31日の10ヶ月間の利用実績は、1日平均29.2名（介護：27.3名・予防：1.9名、定員比率53%）で推移している。令和4年度においては、（年間営業311日）1日平均35名（介護：33名・予防：2名、定員比率63.6%、年間延べ10,885名）を目標に居宅介護支援事業所への訪問を定期的に行い、新規利用者の獲得に努め利用者増を目指す。また、屋台や行事等での食の充実や陶芸等のクラブ活動などを樹蔭デイだよりやリーフレット等で紹介し、日頃の利用者の活動内容の紹介を兼ねて営業を行うことで、居宅の介護支援専門員との密接な関係を築いていく。
- ・創作活動では、利用者が個々に持っている能力を最大限にいかせる場所とし、目標を持ち、生活の励みとなるような取り組みを行う。

（生活相談員）

事業所内での相談業務だけでなくサービス担当者会議への出席や利用者宅に訪問し、在宅生活の状況を確認したうえで、利用者の家族も含めた相談や助言の支援を担う等の社会資源の発掘・活用など利用者の生活全般を支える取組み、地域に根差した事業所を目指す。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、利用者の情報の共有に努める。

（介護職員）

利用者の尊厳ある生活を支援していくために、一人ひとりの暮らしぶりの意向や好みを再確認して、ケアの充実を図っていく。また、利用者に視点を合わせ関わりの中で、利用者が望むような雰囲気、環境整備に取り組む。

（看護職員）

利用者の主治医等と連携し個別の利用者の健康の保持・増進を図り異常の早期発見に努めると共に個別性を踏まえたケアを行う。また、感染症予防のため、感染予防対策の啓発を積極的に行い、事業所内感染予防、早期発見・対応に努める。

（機能訓練指導員）

機能訓練指導員は、利用者の生活機能の維持、向上を目的に評価を行い、個々の身体機能に沿って訓練の提供を実施していくためにLIFEを活用し、より効果的なリハビリ計画の立案・実施に努める。また、個々の身体状況を理解し、パワーリハビリテーションや日常生活が継続出来る様に生活リハビリなど個別のニーズに応じたリハビリを実施する。

2. 運営方針

(介護給付事業)

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行うこととする。

(予防給付事業)

要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

介護予防通所介護は、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(関係機関との連携)

通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、その他保険医療サービス、または、福祉サービスを提供する機関及び関係市町村との連携を図りながら、総合的効果的なサービス提供に努める。

3. 事業所の名称及び所在地

(1)名称 デイサービスセンター樹蔭

(2)所在地 高知市五台山 3780-1

4. 業務内容

(1)区分 通常規模型（定員：55名）

(2)営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日（祝日含む） 但し、12月31日～1月2日までは除く

営業時間 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分

(3)職員体制（令和4年4月1日配置予定：常勤加算人数）

在宅課長兼生活相談員 1名

管理者兼生活相談員 1名

生活相談員兼介護職員 2名

機能訓練指導員 1名

介護職員 5.1名（臨時・パート）

看護職員 1.8名（パート）

運転手 1.4名（パート）

合計 12.8名

5. 通所介護サービスの内容

(共通サービス)

- ・排泄、食事等の介助
- ・居宅と事業所間の送迎サービス
- ・日常生活上の援助
- ・相談・援助等に関すること

(選択的サービス)

- ・入浴介助サービス
- ・機能訓練

6. 通常の事業実施地域

高知市、南国市

7. 利用料金

(1)通所介護費（通常規模型・7時間以上8時間未満）

(介護給付：1日あたり)

要介護度	基本報酬額 1割負担	サービス体制 強化加算（Ⅰ）	昼食 おやつ	合計 (日額)	選択的サービス	
					入浴介助 加算（Ⅰ）	機能訓練加算 (Ⅰ)イ・(Ⅱ)
要介護1	655円	22円/月	600円	1,261円	40円	(Ⅰ)イ：56円 (Ⅱ)：20円/月
要介護2	773円			1,379円		
要介護3	896円			1,502円		
要介護4	1,018円			1,624円		
要介護5	1,142円			1,748円		

※昼食（おやつ含む）は全額自己負担、加算については、入浴介助加算と要件を満たしてるサービス提供加算（Ⅲ）を算定する。

※処遇改善加算は、要件を満たしてる介護職員処遇改善加算（Ⅰ）5.9%、特定処遇改善加算（Ⅰ）1.2%及び新処遇改善加算1.1%（令和4年10月より）を介護報酬単価（食費を除く）に加算率を算定する。

※居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道に付き47円の減算とする。

(予防給付：1日あたり)

要介護度	基本報酬額 1割負担	サービス体制 強化加算（Ⅲ）	合計金額 (月額)	昼食 おやつ	運動器機能訓練加算（A）
要支援1	1,672円	24円/月	1,696円	600円	225円/月
要支援2	3,428円	48円/月	3,476円		

※昼食（おやつ含む）は全額自己負担、加算については、入浴介助加算と要件を満たしてるサービス提供加算（Ⅲ）を算定する。

※処遇改善加算は、要件を満たしている介護職員処遇改善加算（Ⅰ）5.9%、特定処遇改善加算（Ⅱ）1.0%を介護報酬単価（食費を除く）に加算率を算定する。

(2)その他の費用

- ・利用者の希望によって、通常の時間を超えて行う通所介護の場合
9時間以上10時間未満 50円（1割負担）

8. 日課

時間	通所介護	介護予防通所介護
サービス提供時間（7時間以上∞時間未満）	8:30 朝礼 送迎（お迎え）	朝礼 送迎（お迎え）
	9:30 バイタルチェック （体温、血圧、脈拍、体重測定）	バイタルチェック （体温、血圧、脈拍、体重測定）
	10:00 ミーティング（送迎時等の共有） 入浴・水分補給 個別レクリエーション（創作・趣味活動） ・塗り絵、計算ドリル、間違い探し、囲碁・将棋、陶芸（月3回） 機能訓練リハビリ	ミーティング（送迎時等の共有） 入浴・水分補給 個別レクリエーション（創作・趣味活動） ・塗り絵、計算ドリル、間違い探し、囲碁・将棋、陶芸（月3回） 機能訓練リハビリ
	11:00 （パワーリハビリテーション等） リハビリ体操	（パワーリハビリテーション等） リハビリ体操
	12:00 かみかみ百歳体操 昼食、口腔ケア、排泄介助	かみかみ百歳体操 昼食、口腔ケア、排泄介助
	13:00 休息タイム（お茶・休養） いきいき百歳体操	休息タイム（お茶・休養） いきいき百歳体操
	14:00 集団レクリエーション ・おじゃみ積み、手ぬぐい掛け、脳トレなど	集団レクリエーション ・おじゃみ積み、手ぬぐい掛け、脳トレなど
	15:00 おやつ・水分補給 リハビリ体操	おやつ・水分補給 リハビリ体操
	16:00 排泄介助 ラジオ体操	排泄介助 ラジオ体操
	16:45 送迎（送り） 清掃（消毒）、記録、翌日準備	送迎（送り） 清掃（消毒）、記録、翌日準備
	17:30 業務終了	業務終了

9. 行事計画

令和4年	4月	季節レク（お花見）
	5月	こいのぼり運動会
	6月	季節レク（梅雨）
	7月	納涼祭
	8月	夏祭り
	9月	敬老会
	10月	運動会
	11月	季節レク（紅葉）
	12月	クリスマス&忘年会
令和5年	1月	新年会
	2月	節分
	3月	ひなまつり

※新型コロナウイルス等の感染状況により、延期又は中止する場合があるが、可能な限り行事内容を変更するなど感染予防対策に注意し、季節感のある行事の開催に努める。

10. 研修・訓練計画

(1)法定研修（訓練）

- ・防災避難訓練（6月・11月・2月）
- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修

(2)施設外研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・苦情に関する研修
- ・介護技術に関する研修

(3)施設内研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・交通安全に関する研修
- ・介護技術研修
- ・接遇に関する研修
- ・新人研修

令和4年度 デイサービスセンター庵 事業計画書

1. 目的及び計画

当事業所は、介護老人福祉施設早蕨及び特養併設のデイサービス、ショートステイ、ヘルパーステーションと密接な連携が図れ、利用者の心身の状況に合わせた対応が出来る事が強みである。また、地域密着型の小規模デイサービスとし、利用者ニーズに沿った日課やレクリエーション。また、送迎時には、「当該施設から自宅の玄関まで」ではなく、心身の状況や利用者・家族ニーズにより、起床・臥床介助や荷物の準備なども対応できる事も大きなセールスポイントであり引き続きアピールしていく。

令和3年度は、月曜日から金曜日まで営業（年間営業259日）を行い（1日の利用定員15名）一日平均12名（定員比率80%、年間延べ3,108名）の目標に対して、令和3年4月1日から令和4年1月31日の10ヶ月間の利用実績は、11.1名（定員比率74%）で推移している。令和4年度においては、（年間営業260日）1日平均12名（定員比率80%、年間延べ3,120名）を目標に居宅介護支援事業所への訪問を定期的に行い、新規利用者の獲得に努め利用者増を目指す。また、リーフレット等を活用し日頃の利用者の活動内容の紹介を兼ねて営業を行うことで、居宅の介護支援専門員との密接な関係を築いていく。

（生活相談員）

事業者内での相談業務だけでなくサービス担当者会議への出席や利用者宅に訪問し、在宅生活の状況を確認したうえで、利用者の家族も含めた相談や助言の支援を担う等の社会資源の発掘・活用など利用者の生活全般を支える取組み、地域に根差した事業所を目指す。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図り、利用者の情報の共有に努める。

（介護職員）

利用者の尊厳ある生活を支援していくために、一人ひとりの暮らしぶりの意向や好みを再確認して、ケアの充実を図っていく。また、利用者一人ひとりに視点を合わせ関わりの中で、利用者が望むような雰囲気、環境整備に取り組む。

（看護職員）

利用者の主治医等と連携し個別の利用者の健康の保持・増進を図り異常の早期発見に努めると共に個別性を踏まえたケアを行う。また、感染症予防のため、感染予防対策の啓発を積極的に行い、事業所内感染予防、早期発見・対応に努める。

（機能訓練指導員）

機能訓練指導員は、利用者の生活機能の維持、向上を目的に評価を行い、個々の身体機能に沿って訓練の提供を実施していくためにLIFEを活用し、より効果的なリハビリ計画の立案・実施に努める。また、個々の身体状況を理解し、日常生活が継続出来る様に生活リハビリなど個別のニーズに応じてリハビリを実施する。

2. 運営方針

(介護給付事業)

- ・要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。
- ・通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の予防に資するよう、その目的を設定し計画的に行うこととする。

(関係機関との連携)

- ・通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、その他保険医療サービス、または福祉サービスを提供する者及び行政機関との密接な連携を図りながら、総合的・効果的なサービス提供に努める。

3. 事業所の名称及び所在地

- (1)名称 デイサービスセンター庵
- (2)所在地 高知市介良 3058-5

4. 業務内容

- (1)区分 地域密着型（定員：15名）

(2)営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（祝日含む） 但し、12月31日～1月2日までは除く
営業時間 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間 午前9時15分から午後4時45分

(3)職員体制（令和4年4月1日配置予定：常勤加算人数）

管理者兼生活相談員	1名
生活相談員兼介護職員	1.6名
介護職員	1.1名（臨時・パート）
看護職員兼機能訓練指導員	0.9名（パート）
調理員	1名
運転手	0.5名（パート）
合 計	6.1名

5. 通所介護サービスの内容

(共通サービス)

- ・排泄、食事等の介助
- ・居宅と事業所間の送迎サービス
- ・日常生活上の援助
- ・相談・援助等に関すること

(選択的サービス)

- ・入浴介助サービス
- ・機能訓練

6. 通常の事業実施地域

高知市

7. 利用料金

(1)通所介護費 (地域密着型・7時間以上8時間未満)

(介護給付)

要介護度	基本報酬額 1割負担	サービス体制 強化加算 (I)	昼食 おやつ	合計 (日額)	選択的サービス	
					入浴介助 加算 (I)	機能訓練加算 (I) イ・(II)
要介護1	750円	22円	600円	1,372円	40円	(I) イ:56円 (II):20円/月
要介護2	887円			1,509円		
要介護3	1,028円			1,650円		
要介護4	1,168円			1,790円		
要介護5	1,308円			1,930円		

※昼食(おやつ含む)は全額自己負担、加算については、入浴介助加算と要件を満たしてサービス提供加算(I)を算定する。

※処遇改善加算は、要件を満たして介護職員処遇改善加算(I)5.9%、特定処遇改善加算(I)1.2%及び新処遇改善加算1.1%(令和4年10月より)を介護報酬単価(食費を除く)に加算率を算定する。

※居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47円の減算とする。

8. 日課

サ	時間	通所介護
---	----	------

8:30	朝礼 送迎（お迎え）
9:30	バイタルチェック（体温、血圧、脈拍、体重測定）
10:00	ミーティング（送迎時等の共有） 入浴・水分補給 個別レクリエーション（創作・趣味活動） ・塗り絵、計算ドリル、間違い探し、脳トレ（数字盤） 機能訓練リハビリ
11:30	リハビリ体操、かみかみ百歳体操
12:30	昼食、口腔ケア、排泄介助 休息タイム（お茶・休養）連絡ノート写真貼り
14:00	いきいき百歳体操、ラジオ体操、ボール体操、脳トレ体操
15:00	おやつ・水分補給
15:20	集団レクリエーション（おじゃみ積み、手ぬぐい掛け、脳トレなど）
16:00	排泄介助
16:45	送迎（送り） 清掃（消毒）、記録、翌日準備
17:30	業務終了

9. 行事計画

令和4年	4月	季節レク（お花見）
	5月	こいのぼり運動会
	6月	季節レク（梅雨）
	7月	納涼祭
	8月	夏祭り（よさこい祭り）
	9月	敬老会
	10月	運動会
	11月	季節レク（紅葉）
	12月	クリスマス&忘年会
令和5年	1月	新年会
	2月	節分
	3月	ひなまつり

※新型コロナウイルス等の感染状況により、延期又は中止する場合があるが、可能な限り行事内容を変更するなど感染予防対策に注意し、季節感のある行事の開催に努める。

10. 研修・訓練計画

(1)法定研修（訓練）

- ・防災避難訓練（4月：火災、10月：地震・浸水、自主防災訓練）
- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止に関する研修、身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修

(2)施設外研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・苦情に関する研修
- ・介護技術に関する研修

(3)施設内研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止に関する研修
- ・身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修、認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・交通安全に関する研修
- ・介護技術研修
- ・接遇に関する研修
- ・新人研修

令和4年度 ヘルパーステーションあおやぎ 事業計画書

1. 目的及び計画

- 令和4年2月1日現在の登録者数、介護給付43名、予防給付9名である。利用者傾向は、看取り、うつ病、高機能障害の方が増え対応が困難なケースや老々介護や認々介護が増えている。体調不良などで毎日型の入院等が続き訪問件数に変動が見られる。生活状況を把握し在宅生活が継続できるよう関連機関と連携を図りながら対応していく。
- 令和3年度4月1日から令和4年1月31日の10ヶ月間の利用者数は、1ヶ月平均55.3名で推移している。令和4年度においては、1ヶ月平均60名を目標に居宅介護支援事業所への営業訪問を継続する。
- 職員体制については、職員自身の体調不良や私的な事柄などで登録ヘルパーの訪問の偏りが増加している。その中でも訪問希望時間が集中するなど同時刻にヘルパーが複数必要であり、早急な職員増員は急務であるため、引き続き職員募集を継続する。

(介護給付事業)

要介護状態にある利用者に対して、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(予防給付事業)

要支援状態にある利用者に対して、機能の維持及び向上を図り、「目標指向型」の適切な指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

2. 運営方針

(介護給付事業)

訪問介護計画に基づき、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

(予防給付事業)

介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介助、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上を図り要介護状態となることを予防する。

3. 事業所の名称及び所在地

- (1)名称 ホームヘルパーステーションあおやぎ
(2)所在地 高知市五台山 3780-1

4. 業務内容

受付対応日及び時間	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分 ※但し、12月31日から1月2日までは除く。
訪問日及び訪問時間	月曜日から日曜日 午前8時から午後7時

	※但し、12月31日から1月2日は休業
--	---------------------

5. 職員体制

管理者兼サービス提供責任者兼訪問介護員	1名（常勤）
サービス提供責任者兼訪問介護員	1名（臨時）
登録ヘルパー	5名
計	7名

6. 提供するサービス内容

(1)身体介護

起床介助、就寝介助、排泄介助、更衣介助、整容介助、身体の清拭、入浴介助
食事介助、体位変換、通院介助、服薬管理等

(2)生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の入替え等

7. 通常の事業の実施地域

高知市、南国市

8. 利用料金（介護報酬額の1割の場合）

(訪問介護費)

(1)身体介護

所要時間 20分未満	167円/回
所要時間 20分以上 30分未満	250円/回
所要時間 30分以上 1時間未満	396円/回
所要時間 1時間以上 1時間30分未満	579円/回
1時間30分以上 30分増すごと	84円/回

※ヘルパー2名の場合は上記の金額の2倍

(2)生活援助

所要時間 20分以上 45分未満	183円/回
所要時間 45分以上	225円/回

※ヘルパー2名の場合は上記の金額の2倍

(3)身体介護に引き続き生活援助を行う場合

生活援助所要時間 20分以上 45分未満	67円/回
生活援助所要時間 45分以上 70分未満	134円/回
生活援助所要時間 70分以上	198円/回

※ヘルパー2名の場合は上記の金額の2倍

※早朝・夜間及び深夜の場合

早朝：午前6時～午前8時、夜間：午後6時～午後10時の場合は、上記金額に25%加算
深夜：午後10時～午前6時の場合は、上記金額に50%加算

(介護予防訪問介護費)

週1回程度の利用が必要な場合（要支援1・要支援2）	1,172円/月
週2回程度の利用が必要な場合（要支援1・要支援2）	2,342円/月
週2回を超える利用が必要な場合（要支援2）	3,715円/月

(加算)

(1)初期加算：200円/月

(2)介護職員処遇改善加算Ⅰ：所定単位に13.7%加算

(3)特定処遇改善加算Ⅰ：所定単位に6.3%加算

(4)新処遇改善加算（令和4年10月より）：所定単位に2.4%加算

※(2)(3)(4)は、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問事業所が利用者に対し、指定訪問介護を行った場合に所定単位にそれぞれの%を加算する。

9. 研修・訓練計画

(1)法定研修（訓練）

- ・防災避難訓練
- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修

(2)施設外研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・苦情に関する研修
- ・介護技術に関する研修

(3)施設内研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・交通安全に関する研修
- ・介護技術研修
- ・接遇に関する研修
- ・新人研修

令和4年度 居宅介護支援事業所さわらび 事業計画書

1. 目的及び計画

- ・介護保険法及び関連法令に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、コンプライアンス（法令順守）を徹底し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
- ・令和3年4月1日から令和4年1月31日の10ヶ月間の居宅サービス計画作成件は、134件/月（1ヶ月平均）・1,330件/10ヶ月、介護予防サービス計画作成件は、26.8件/月（1ヶ月平均）・271件/10ヶ月で推移している。令和4年度においては、居宅サービス計画作成件数を138件/月・1,656件/年、介護予防サービス計画作成件数を28件/月・336件/年を目標とする。
- ・社会情勢や地域の実情を反映した制度変化に対応すべく地域ケア会議への参加、行政機関及び法人内においても情報共有を密にしていく。
- ・困難事例等への支援が可能となるよう、居宅介護支援事業所内や地域関係機関等と情報交換や相談連携を行う体制を構築するために、週一回の事業所内の会議開催と年6回開催されている東部ブロック主任ケアマネ会【グループスーパービジョン（気づきの事例検討会）】に参加する。
- ・各種加算についても利用者の生活支援に寄与するものとして積極的に対応する。
- ・登録利用者数は、時期的に入院者が続くこともあるが、サービス提供地域を高知市、南国市、香南市とし、引き続き保険者をはじめ関係機関からの要請に応えるべく可能な範囲において対応していく。また、特定事業所集中減算の適応にならないよう月単位で事業所への紹介率の把握を行っていく。
- ・民生委員、見守りネットワーク、ふれあいセンターなど地域の資源活用を行う。また、地域活動に参加し周辺住民との連携・貢献に努める。

2. 運営方針

- (1)居宅介護支援事業所は、その利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行う。
- (2)居宅介護支援の事業者は、利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう支援を行うとともに、適切に保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に十分に配慮しながら総合的かつ効率的に居宅介護の提供を行うこととする。
- (3)居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格の尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は、特定のサービス事業者に不当に偏らないように公平、中立に行う。
- (4)居宅介護支援事業所は、市町村、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

3. 事業所の名称及び所在地

- (1)名称 居宅介護支援事業所さわらび
- (2)所在地 高知市五台山 3780-1

4. 営業時間、営業時間及び職員体制

(1)営業日及び営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分

※但し、12月29日から1月3日は除く

(2)職員体制

管理者兼主任介護支援専門員 1名（常勤）

介護支援専門員 3名（常勤）

5. 居宅介護支援事業所の内容

(1)居宅介護支援事業所の概要

自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、身体状態、介護状態、居住環境、現在利用しているサービスや家族等の在宅介護力を課題分析し、解決すべき課題を把握することで、在宅生活における問題点を明らかにしていく。

(2)居宅サービス計画の手順

- ・原則、自宅訪問を行い、利用者や家族から利用者状況等の情報の収集を行う。
- ・利用者の同意のもと、主治医から意見の提供を受ける。
- ・介護支援専門員を中心にしたサービス担当者会議の開催及び検討を行う。
- ・サービス計画書の内容、利用料、保険の適用等の説明と同意を行う。

(その他の提供サービス)

- ・要介護認定の申請、更新、変更の代行
- ・福祉用具の購入、住宅改修申請の代行
- ・給付管理票の作成、提出等

6. 通常の事業の実施地域

高知市、南国市、香南市

7. 利用金その他の費用

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付となり自己負担は発生しない。ただし、保険料の滞納等により、保険料給付金が直接事業者を支払われない場合につき、下記の金額を頂き、当法人からサービス提供証明書を発行する。後日、保険者である市町村にサービス提供証明書を提出すると全額払い戻しが受けられる。

(2)居宅介護支援費（1ヶ月あたり）

居宅介護支援事業所における利用者の数に当該居宅介護支援事業所が介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数が当該指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員の担当数で見次の場合

居宅介護支援費（Ⅱ） i 取扱件数が45未満の場合	
要介護1～2	10,760円/月

要介護3～5	13,980円/月
--------	-----------

(3)介護予防委託費（1ヶ月あたり）

要支援1・要支援2	4,380円/月
-----------	----------

8. 加算

(1)介護給付加算

初回加算	3,000円/月
特定事業所加算Ⅱ	4,070円/月
入院時情報連携加算Ⅰ	2,000円/月
入院時情報連携加算Ⅱ	1,000円/月

(2)介護予防給付加算

初期加算	3,000円/月
------	----------

9. 研修・訓練計画

(1)法定研修（訓練）

- ・防災避難訓練（6月・11月・2月）
- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修

(2)施設外研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・苦情に関する研修
- ・介護技術に関する研修

(3)施設内研修

- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・交通安全に関する研修
- ・接遇に関する研修
- ・新人研修

令和4年度 地域連携室さわらび 事業計画書

1. 目的及び計画

- ・地域貢献及び公益的取組みの一環として、地域連携室さわらびを設置する。
- ・介護保険法及び関連法令に基づき、利用者がその有する能力に応じた在宅生活を送れるようコンプライアンス（法令順守）を徹底し、介護老人福祉施設早蕨や行政機関、医療・保健サービス、福祉サービス等と連携し、適切な相談・助言を提供することを目的とする。
- ・積極的に地域の老人クラブや町内会・民生児童委員会等へ参加し、法人と地域の情報共有の橋渡しの役割を果たす。
- ・困難事例等への支援は、法人内事業所や行政機関、地域関係機関等と情報交換や相談連携を行う体制を構築する。
- ・民生委員、見守りネットワーク、ふれあいセンターなど地域の既存の社会資源以外のインフォーマル資源の開発のためにも地域に出向き、地域連携室の広報活動に努める。

2. 運営方針

- ・地域連携室は、利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り地域での日常生活が出来るよう相談・助言を行う。
- ・利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行政機関、医療・保健サービス、福祉サービス等と連携に十分に配慮しながら寄り添った相談・助言を行う。

3. 事業所の名称及び所在地

- (1)名称 地域連携室さわらび
(2)所在地 高知市五台山 3780-1

4. 営業時間、営業時間及び職員体制

- (1)営業日及び営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分
※但し、12月29日から1月3日は除く

- (2)職員体制
室長 1名（常勤）

5. 地域連携室の内容

- ・高須老人クラブ ミニデイの参加・支援
- ・地域宅老所へのイベント交流
- ・ほおっちょけん窓口設置（高知市・高知市社協と連携）
- ・防災マップ作製（民生児童委員、青柳中学校と連携）
- ・青柳中学校への出前講座
- ・五台山夏祭り実行委員会への参画

- ・地域の田役参加 など

6. 通常の事業の実施地域

地域に暮らす、すべての高齢者及び地域住民

7. 利用料金その他の費用

無料

9. 研修・訓練計画 ※介護老人福祉施設早蕨の研修へ参加

- ・防災避難訓練（6月・11月・2月）
- ・事故の発生又はその再発防止に関する研修
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する研修
- ・高齢者虐待防止及び身体拘束等の排除のための取り組みに関する研修
- ・認知症及び認知症ケアに関する研修
- ・プライバシー保護の研修
- ・苦情に関する研修
- ・交通安全に関する研修 など